

瀧澤課長

それでは、時間になりましたので、ただいまから第44回「内閣府本府政策評価有識者懇談会」を開催いたします。

私は冒頭の進行を務めさせていただきます政策評価広報課長の瀧澤と申します。7月4日付の異動により着任いたしました。前任の久保田同様、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインシステムを活用しての開催となっております。不都合があるようでしたら事務局までお知らせいただければと思います。

議事に入ります前に、事務局において人事異動がございましたので、改めてお知らせ申し上げます。6月28日付で政策立案総括審議官の黒田が異動となりまして、同日付で長谷川が着任をいたしました。

それでは、長谷川政策立案総括審議官から御挨拶を申し上げます。

長谷川政総審

6月28日付で内閣府の政策立案総括審議官に着任いたしました長谷川です。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、先生方、大変御多忙の中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、発言の機会を頂戴いただきまして、ありがとうございます。

既に御案内のとおり、内閣府におけます政策評価は、政策評価対象の部局担当者を含めまして、広く国民にとって政策の見通しを良くし、そして国民の理解、納得感を持ってもらうことを目指しまして、まずロジックモデルを作成し、これを基に事前分析表で目標設定を行うとともに、施策レベルでの政策効果を把握し、これを基礎としてモニタリングや事後評価を行っていくことにより、政策の見直しや改善を推進しております。

新しい政策評価の基本計画を策定いたしましたから今年度で3年目になりましたが、各部局におきましてはまだ理解が十分でないところもあると認識しております。本日の会議は6つの施策のロジックモデルが議題となっておりますが、白石座長をはじめ、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りたく存じます。どうかよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

瀧澤課長

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきまして、白石座長、よろしく願いいたします。

白石座長

それでは、早速始めてまいりたいと思います。

本日の議題は「令和4年度を事後評価の対象期間の初年度とする施策に係るロジックモデルについて」です。

それでは、議題に関しまして事務局より概要の御説明をお願いしたいと思うのですが、本日ののですけれども、所用によりまして私が10時半頃から11時半頃まで中座をさせていただくため、その間の進行は藤田委員をお願いさせていただく予定です。あらかじめ御承知おきください。

それでは、よろしく願いいたします。

岡田補佐

内閣府の政策評価広報課の課長補佐をしております岡田と申します。

本日の議題と資料でございます。議題に関しましては、先ほど白石座長からお話しいただいたとおりでございます。

本日御議論いただきます第3グループと言われる6施策につきましては、今年度の政策評価の実施計画に基づきまして、今年度中にロジックモデルと事前分析表を作成することとなっております。そのロジックモデルは資料1ということで配付をしております。

また、沖縄担当、迎賓館から補足資料という形で提出されておまして、また、防災担当からも委員の皆様限りの補足資料ということで事前に配付をさせていただいております。

なお、説明の順番ですけれども、都合によりまして、資料1の各部局の順番から沖縄担当と防災担当の順番を入れ替えて御説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

白石座長

御説明ありがとうございます。

本日は政府広報、続いて防災、沖縄政策、公益法人制度、迎賓施設、有人国境離島の6政策について各部局からロジックモデルを御説明いただき、それを踏まえて御議論をいただければと思います。時間なのですけれども、1部局につき説明が8分、質疑応答12分の計20分ということでお願いしたいと思います。

それでは、政府広報室、お願いいたします。

坂本参事官

政府広報室でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、政府広報のロジックモデルについて御説明をさせていただきます。

政府広報では大きく国内広報、国際広報、世論調査の3つの事業を行っております。四

角の中にございますけれども、国内広報は、政府の重要施策について国内の国民に向けて周知、理解促進を図るために、各種の媒体を活用して国内広報を実施しているものでございます。国際広報は、国際社会において我が国の基本的立場や政策等に関する理解の浸透を図る、あるいは親日感の醸成等を図るために媒体を用いて国際広報を実施しているというものでございます。世論調査につきましては、政府の施策の企画立案等に国民の意思を反映させるため、実施しているというものでございます。このように、それぞれ解決すべき問題・課題が異なりますので、施策目標（インパクト）は3つ立てまして、それぞれ体系を作っております。順番に御説明をさせていただきます。

まず国内広報について、大きく4つの媒体で広報を行っております。1つ目は放送、2つ目は出版、それからインターネット、最後にクロスメディアとございます。まず放送広報ですけれども、これは現在BSのテレビ番組、それからラジオ番組といったものを持っておりますが、更に今年の下半期からは地上波のミニ番組を放送する予定であり、こういうラジオやテレビの定時番組で広報を実施しているというものでございます。活動実績のところでございますけれども、これらのうちより代表的な、後期から始めるテレビの定時番組を掲げておりまして、その参考指標としましては、放送回数を挙げてございます。

次に出版広報について、これは主立ったものとしましては、新聞広告で突出し広告というものがございます。これは新聞の一面の隅に小さな四角囲みの広告を出すものでございますけれども、この新聞突出し広告を活動実績に掲げてございます。参考指標としましては、その掲載回数を挙げております。

次のインターネット広報について、これは各種のニュースサイトでございますとか、あるいはニュースアプリのサイトにバナー広告などを掲出しまして、そこから各省庁のホームページなどに誘導を図ったりするようなものでございます。このインターネット広告を活動実績に挙げまして、参考指標としましては、その掲載回数を挙げてございます。

ここまで放送、出版、インターネットと申し上げました。これらはいずれも定時のあるいは定まった枠をあらかじめ押さえて広告を掲出していくものでしたが、4つ目のクロスメディア広報というものは、テーマが生じるごとに、広報の必要が生じるごとに媒体を選定して、それを組み合わせて実施をするものでございます。例えばテレビCMですとか、新聞広告では紙面を広く使った記事下広告、あるいはネットやSNSの動画広告などをこのクロスメディア広報では採用しておりまして、テーマに応じてこれらを組み合わせて使うこととしております。例えば、最近では新型コロナの関係の広報ですとか、あるいはワクチン接種の促進といった広報など、大型のテーマについて、このクロスメディア広報という手法で行っております。こちらにつきましては、活動実績のところは代表的なテレビスポットCM、及び各種サイトに掲出するインターネットの動画広告を取り上げております。参考指標といたしましては、テレビCMにつきましては放映したテーマ数、インターネット動画広告につきましては実施したテーマ数ということで掲げさせていただいております。

中目標（アウトカム）でございますけれども、これらの媒体を使った広報につきまして、

広報を実施して施策の認知や理解を促進することから、従来、認知度あるいは理解度を指標として掲げております。順に申し上げますと、まず、放送広報のテレビ番組につきましては、テレビ番組の認知を図るという観点から、視聴率を指標として設定しております。理解度につきましては、今年は、取る仕組みがないものでございますので、今回は視聴率ということで掲げておるものでございます。

次の出版広報の新聞突出し広告につきましては、広告がどの程度認知されたか、あるいは理解されたかという観点から、アンケート調査での認知度・理解度を設定しております。なお、アンケート調査のモニター調査での認知度・理解度を使うことについては、これまで行政事業レビューでも調査の限界があるのではないかという指摘をいただいておりますので、見直しを図っていきたいと思っておりますが、現時点ではモニター調査の認知度・理解度を設定させていただきたいと思っております。

インターネット広報のバナー広告につきましては、広告に関心を持ってもらって、見てもらった方にクリックしてもらって、各省庁のウェブサイトへ誘導するというものでございますので、バナーをクリックした回数であるクリック数を指標として設定しております。ここでは、理解度は挙げておりませんが、バナー広告という性格から理解度を取ることにどれぐらいの意味があるのかということもありますので、クリック数にしております。

最後にクロスメディア広報のテレビCMにつきましては、アンケート調査での認知度・理解度を指標として挙げております。インターネット動画広告につきましては、動画を見ていただいて動画内で内容を知っていただくという観点で実施しております。離脱せずに広告を最後まで見ていただくことが重要でありますので、視聴完了率を指標として設定しているところでございます。

最後に施策目標でございますけれども、政府の重要施策に関する認知や理解を広く浸透させることによって、国民の意識や行動の変容を図ることが目標であると考えております。これにつきましては、様々な分野にわたる国民の意識や行動の変容を統一的な指標で測ることは難しいと思っておりますし、こういった意識や行動の変容は必ずしも広報の効果だけではなく、それ以外のことも当然影響してくると思っておりますので、統一的な指標としては置いてはおりません。

次に国際広報でございます。事業の概要といたしましては、国際社会に対する我が国の発信力を強化し、戦略的・機動的な広報を実施しているというものでございますけれども、具体的には例えば「JapanGov」と言う政府の英文の公式ウェブサイトを経営したり、あるいは電子書籍を制作したり、あるいは海外メディアとタイアップして様々な番組を作ったり、国内広報と同様に広告を実施したりといったことをしております。そして、活動実績でございますけれども、その主なものといたしまして、海外のテレビCMの放送回数を設定しております。そして、こういった広報の実施によって、我が国の基本的立場や政策等への理解、あるいは好感度を向上させることを目指しておりますので、アウトカムの指

標といたしましては、我が国に対する理解度・好感度を設定しております。具体的には、米国の知識層に対するアンケート調査の数値というものをうたいたいと考えております。施策目標につきましては、国際社会における我が国の理解度、好感度、信頼度の向上を目指すとしておりますけれども、統一的な指標は難しいと思いますので、設定をしておりません。

最後に世論調査でございますが、世論調査は国民の意識や政府の重要施策に関する意見・要望を把握して、それを施策の企画立案等の参考にするために実施するものでございます。参考指標としましては、世論調査の実施件数を掲げております。次に中目標でございますけれども、実施した世論調査の結果は、施策を所管する各省庁において法律の策定など様々な施策の立案に当たって参考にさせていただくことを目的としておりますので、測定指標といたしましては、各省庁の審議会や白書などにおける世論調査の調査結果引用回数に対する比率を選定してございます。施策目標でございますけれども、最終的には施策の質の向上や効果的な推進に資することを目指しておりますが、統一的な指標の設定は困難だと思いますので、設定をしていないところでございます。

駆け足でございますが、以上でございます。

白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見がございましたら御発言をお願いしたいと思います。

では、佐藤主光先生からでよろしいでしょうか。

佐藤（主）委員

御説明ありがとうございました。

最初に細かいことかもしれないのですが、施策の最後のインパクトのところなのですが、広報の役割は確かに認知や理解を広く浸透させるところまではよいと思うのですが、御指摘が御説明の中にもあったとおり、行動変容まで求めるのはほかの政策の効果がありますので、目的としては認知や理解を広く浸透させるということまででよいのではないかという気はしました。

中目標のアウトカムなのですが、もうちょっと例えばどういう世代にアピールできているのかとか、そういうセグメント的な分析はできないのかと思います。特に今、こういう媒介手段は世代間でかなり違いますね。お年寄りにはテレビを見るけれども、今の若い人たち、うちの学生を含めてテレビは見ないので、その辺りはどうかということ。

インターネットについて、実は同じことは国際広報についてもそうなのですが、フェイクニュースに対してどういう対応をするかということ。政府に対する批判は別にもちろん構わないのですが、明らかに誤った、あるいは意図的に誤らせるような情報は拡散しやすいですね。こういったものに対してはどのような対応を取るのか。これは質問

です。

最後に世論調査なのですけれども、回答率はどうなのですか。つまり、世論調査をやるのはよいのですけれども、回答してくれる人にバイアスがあるといわゆる代表サンプルではなくなってしまうので、国民の本当の理解と違う結果が出てくることもあり得るので、この辺の回答率の情報、回答率を確保する工夫はあるのかということについて、何かあれば教えていただければと思います。

以上です。

白石座長

それでは、4点あったかと思えますけれども、回答をお願いいたします。

坂本参事官

ありがとうございました。

1点目の施策目標につきましては、国民の意識や行動の変容には、申し上げましたとおり広報以外の面も反映されますので、統一的な指標を立てるのは難しいのではないかと考えております。そのため、ここでは認知や理解の浸透を主眼としまして、最終的な目標としては国民の意識や行動の変容を掲げておりますが、統一的な指標は置かないということにさせていただいております。

2点目の各種広告の分析、特に世代ごとの分析でございますけれども、当然各媒体とも、それぞれの調査手法などによって限界はありますが、世代ごとに成績を取っておりまして、例えば若者向けに広報を打つときには、新聞などよりもインターネット広告あるいはSNS広告を活用し、更にターゲティングをして実施するといったことを行っております。ただ、ここで今回のロジックモデルにおいては、代表的な指標をまず置くのだろうと思っておりますので、いずれも各媒体で認知度や理解度をどのように測るかを考えて指標を設定しております。

3点目にいただきましたフェイクニュースへの対応でございますけれども、今回のロジックモデルの射程とは異なるものと考えておりまして、今回はあくまで実施した広報、広告の効果をどのように測っていくかという観点から指標を置かせていただいたところでございます。

それでは、世論調査について、他の参事官から御回答します。

吉田参事官

恐れ入ります。世論調査担当でございます。

世論調査の回収率について御質問いただきましたけれども、回収率、おおむね令和3年度で57%ということで、5割台ということで、5割は何とか確保している状況でございます。年齢別などで見ますと、確かに20代、30代の男性などは他の年齢層、性別に比べて回

収率は少し低いところはあるのですが、全体の姿をゆがめるほどそこまで違いがないと思いますので、代表性ということは崩れていないのではないかと考えております。

以上です。

白石座長

御回答は以上でしょうか。

佐藤（主）委員

ありがとうございます。

白石座長

フェイクニュースのコントロールも重要な点だと思います。御検討ください。

伊藤委員、お願いできますでしょうか。

伊藤委員

ありがとうございます。

私から1点だけ、国際広報についてです。こちらの活動実績が参考指標として海外のテレビCMの放送回数ということなのですが、これが中目標（アウトカム）だと、測定指標で我が国に対する理解度・好感度ということになっています。我が国に対する理解度・好感度のデータについて御説明いただいたと思うのですが、音声の関係で聞き取れなくて、具体的にどういう調査でこれを聞き取るのかということと、海外のCMを見ているというのが理解度・好感度の調査で把握できるのかどうか、ちゃんとこの活動実績と中目標の間のロジックはつながっているのかどうかについて改めて御説明をお願いします。

白石座長

リプライをお願いいたします。

松山企画官

国際広報担当でございます。

まず測定指標、我が国に対する好感度・理解度につきましては、どのような形でこういった指標を取っているかですが、一定の年齢層の下である程度の知識層を対象にオンラインのアンケートですとかインタビューを実施することによって、こういった好感度・理解度の測定をしております。また、これが海外テレビCM放送回数と結びつくのかというところですが、海外テレビCMにつきましては、BBCやCNNといった、ある程度一定の知識層が見ているテレビ番組のCM放送回数というところで、我々の訴求対象である一定の知識層に対し調査している理解度・好感度、こことも結びつくのではないかとというところで、CMの放

送回数掲げさせていただいております。

白石座長

よろしいですか。

伊藤委員

音声をはっきり聞こえないので、後で議事録等で確認したいと思います。ありがとうございました。

白石座長

続けて、佐藤徹委員、御発言をお願いいたします。

佐藤（徹）委員

私も音声聞き取りづらいところで、説明いただいたかもしれませんが、御容赦願います。ロジックモデルの中目標（アウトカム）の一番上のテレビ番組の部分なのですが、これはアウトカムのレベルとしては、文言からすると、社会レベルのアウトカムではなくて事業レベルのアウトカムと考えてよいと思うのですね。そうだとすると、この書きぶりなのですが、まず、この場合、主語が誰なのかと考えると「促進する」と書いてあるので、恐らく「政府が」という主語になってしまうのですが、アウトカムは基本的に国民やこの場合は受益者が主語になります。したがって、「番組視聴者が」と書いたほうがよりアウトカムとして正しい表現になるかと思えます。そうすると、番組視聴者が政府の重要施策等を認知するとか、理解を深めるといようにされるほうがよいです。そうなってくると、ここで先ほど説明が聞こえにくかったのですが、測定指標がテレビ番組視聴率になっていて、これ自体は間違いではないのですが、その次のステップとして番組視聴者の認知度や理解度が測定指標として適切ではないのかと。要するに、測定指標の上の枠組みの内容と視聴率はどうも符合していないのですけれども、これはどういう理由だったのかを御説明があったらもう一回お伺いしたいのですが、よろしく願います。

白石座長

お願いいたします。

坂本参事官

これらの各媒体のアウトカムとしまして、認知や理解を深めるという観点から、認知度と理解度を従来から基本的な指標として取っております。今回のテレビ番組につきましては、認知度を測る一つの指標として視聴率を挙げたところでございます。視聴率に加えて、更に別に認知度を測る指標が取ればそれは挙げてよいのではないかと思いますけれども



も、今回のテレビ番組を実施する際に取り得る指標としては視聴率となりますのでこれを挙げているものでございます。理解度は、今回下半期に番組を始めますけれども、現時点ではこれを取る仕組みがないものですから、今回は挙げておりませんが、今後理解度をどのように測るかは考えていきたいと思っております。

佐藤（徹）委員

よく聞き取れなかったので、また議事録で確認させていただきます。

白石座長

とても重要な点だと思いますので、今後とも整理していければと思います。

続いて藤田委員、横田委員という順番なのですが、私、そろそろ一旦退室しますので、藤田委員、御質問とともに座長の代理をよろしくお願いいたします。

藤田委員

承知いたしました。

（白石座長退室）

藤田委員

それでは、御質問をさせていただきます。先ほどの佐藤主光委員の御発言にも少しかぶってしまうのですが、施策目標に国民と一言ありますが、その中でも若い世代はターゲットとして重要だと思われまます。その若い世代へのアプローチの方法として、昨今、SNSを通じた広報の重要性は無視できないと思うのです。御説明の中でクロスメディア広報の中にSNSを使った広報が含まれるということをおっしゃったように思われましたが、私のほうも聞こえが悪くてよく聞き取れなかった部分なのです。ただ、このロジックモデルを見る限り、SNSへの言及がほとんどありませんで、広報の手法からその効果に関してもう少し強調されてもよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

坂本参事官

ありがとうございます。

御質問の中でございましたように、クロスメディア広報の活動実績の後半にインターネット動画広告がございます。このインターネット動画広告がSNSに掲載しているものでございまして、特に若者向けの広報としてSNSに広告を出して浸透を図るといったことを行っております。そのアウトカムの測り方でございますけれども、認知度や理解度を測るといった観点から同じように指標を立てたいと考えているところでございますが、このインターネット動画広告の場合は、動画を見てもらって、そこで完結させると申しますか、動画を認知して分かってもらうことが重要だと思いますので、ここでは視聴を完了した方の割合ということで、視聴完了率を掲げております。これ以外に理解度を測る指標もデータとし

て取れば更に考えていきたいと思えますけれども、現時点では視聴完了率ということで設定をさせていただいております。

藤田委員

ありがとうございました。

それでは、司会を引き継がさせていただきます。

横田委員、お願いいたします。

横田委員

ありがとうございます。

これまでの先生方の御意見とかぶるのですけれども、そもそも戦略的な広報展開ということなので、どの媒体からという入り口ではなくて、テーマ選定や全体的なメディアプランニングが重要。周知したい内容とターゲットがあって各媒体がひもづいてくるのであると認識しております。ついてはプランニング自体がアクティビティとしてあって、全体として各テーマがどのターゲティングに訴求ができたのかを測るような置き方を外出ししてみるのも一つではないかと感じた次第です。候補テーマの選定やらターゲティングのサイクル（や手順）がどうなっているかにもよりますが、現在、理解度や認知度を測るものが出版のところだけにひもづいていますが、本来はテーマごとにターゲティングされたもので、それぞれに理解度、ターゲットごとの認知度を測っていったほうが良いと思うので、そういうことが可能かどうかも含めて御検討いただきたいというのが意見となります。

以上です。

坂本参事官

ありがとうございました。

先ほど来申し上げておりますけれども、アウトカムとしては認知度と理解度を最終的には測っていききたいと思っており、それに対して現在測ることのできる手法が今挙げているものということになります。例えば、テレビ番組については、認知度を挙げておりますが、今回のテレビ地上波番組の理解度を取る仕組みが入れられなかったものですから、これについては今後検討していきたいと思えます。インターネット広告のところでは、認知度を測るためにクリック数を挙げております。理解度も取るよい指標ができれば入れていきたいと思えますが、そもそもバナー広告ですので、それに対する理解度を取ることにどれぐらいの意味があるのかの必要性も含めて考えたいと思えます。

横田委員

すみません。アクティビティで個別の媒体ごとになっているのだけれども、そもそもそれ以前の問題で、全体的に政府広報としてどういうテーマをどういうターゲットに訴求を

していきたいのがありきで各媒体の目的が決まってくるという認識をしておるのですけれども、それを表現することができないかということが申し上げたかったこととなります。

坂本参事官

テーマに応じてここに挙げた媒体を組み合わせたリ選択をしたりして使っております、先ほどもお話がございましたけれども、例えば若者向けにインターネット広告、特にSNS広告を使ってはどうかといったことが常にございます。ただし、ここでロジックモデルを立てるに当たっては、必ずしも若者だけをターゲットにして考えればよいものではないと思いますので、統一的な横断的な指標としては、高齢者から若者まで全て含めて認知度・理解度を測るような仕組みということで掲げておるところでございます。

藤田委員

ありがとうございました。

それでは、政府広報室からのヒアリングは終了といたします。

続いて、沖縄政策担当より説明をお願いいたします。

岡田補佐

委員の皆さん、もし可能でしたら、事務局の説明のときなどは画面はオフにさせていただいたほうが通信などの負担が減るかと思っておりますので、質疑応答以外のときは切らせていただいで結構でございますので、よろしく申し上げます。

では、準備が整いましたら御説明をよろしく申し上げます。

藤田委員

よろしくをお願いいたします。

久保参事官

内閣府沖縄担当部局でございます。よろしくをお願いいたします。

ロジックモデルの話に入る前に、少しお時間をいただきまして、簡単ではございますが、国の沖縄振興の仕組みについて御説明を申し上げたいと思います。お手元に配られていると思いますが、資料1（補足資料）をお開きください。

1枚目に「沖縄の特殊事情と沖縄振興の仕組み」という資料が入っているかと思います。国では資料の上の部分にまとめられております歴史的事情、地理的事情、社会的事情、自然的事情といった沖縄の特殊事情に鑑みて、沖縄振興特別措置法という特別な法律を制定しております。そして、特命担当大臣や内閣府沖縄担当部局などの体制の下、様々な交付金、補助金や各種特区制度、優遇税制などを設け、沖縄振興に取り組んでいるところでございます。沖縄振興特別措置法は、1972年の復帰以来、種々の改正を得ながら10年ごとに

延長されてきているところです。本年2022年の通常国会の法改正で5度目の延長が決まったところをごさいます、今年度2022年度、令和4年度は新たな10年間の取組の最初の年に当たります。

1枚おめくりいただきまして、国では沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄振興基本方針というものを策定しております。そして、県ではそれを踏まえて沖縄振興計画を策定する仕組みになっております。お手元の沖縄振興基本方針の概要を御覧いただきますと、非常に幅広い内容が書かれているのですが、ポイントだけ御説明いたしますと「沖縄の振興の意義及び方向」の「2 沖縄振興の方向」を御覧いただければと思います。(1)にありますように沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の構築、また、(2)にありますように豊かな住民生活の実現などを目指して、以降、沖縄振興に関する基本的な事項に掲げられているような各種産業の振興をはじめ、非常に幅広い分野の取組を対象としていることがお分かりいただけるかと思えます。

参考資料の最後のページに令和4年度の沖縄振興予算の概要をつけております。この後御説明申し上げますロジックモデルを見ていただくときに適宜御参照いただければと思います。

以上を前提に沖縄政策についてのロジックモデルの案を御覧いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

解決すべき問題・課題、施策目標につきましては、右のほうから遡っていく形になりますが、現行の沖縄振興の主たる目標である自立型経済の実現と豊かな住民生活を実現するための沖縄の特殊事情に起因する問題の解決、この2つの施策目標を軸に分類し評価を行うことが適当であると考え、ロジックモデルを作成したところです。

上から参りますが、1つ目の施策目標である「自立型経済の実現」につきましては、まず、県内企業の生産性や稼ぐ力の向上を1つ目のアウトカムに据えております。具体的な施策として、高付加価値製品や特産物の生産、物流の効率化・デジタル化や産業人材の育成等の支援を念頭に取り組んでいるところです。

2つ目のアウトカムとしては、沖縄科学技術大学院大学等を核とした産業界等との連携やスタートアップエコシステムの形成を設定しております。沖縄科学技術大学院大学について簡単に補足しますと、沖縄において世界最高水準の教育研究を行うことにより沖縄の振興と自立的発展、世界の科学技術の発展に寄与することを目的に、法律に基づいて平成24年9月に恩納村に開学したものでございます。沖縄振興の観点から国が財政支援を行っております。この大学院大学を中核とした産官学にわたる多様な組織が相互に協働、競争を続け、イノベーションを誘発するように働くシステムの形成に向けて、大学院大学の研究棟の整備や新規教員の採用等の支援などに取り組んでいるところでございます。

3つ目のアウトカムについては、駐留軍用地跡地地域の振興を設定いたしました。具体的には平成30年度に引渡しが行われた西普天間住宅地区跡地では、今後の跡地利用の先行事例として健康医療の拠点の整備を進めております。また、そのほかの跡地についても跡

地利用計画の推進を支援しております。

以上が1つ目の目標、自立型経済の構築に向けたロジックモデルとなります。

下の段に参ります。2つ目の施策目標については、「沖縄の特殊事情に起因する課題の解決」を設定いたしました。その1つ目のアウトカムとして、「子供の貧困と貧困の世代間連鎖の解消」を設定しております。沖縄県の子供の相対的貧困率は29.9%と深刻な状況にあり、子供の貧困対策支援員の配置や居場所づくり等の支援をする事業等を通じて子供の支援体制を向上させ、子供の貧困と貧困の世代間連鎖の解消を実現してまいりたいと考えております。

2つ目のアウトカムについては、「人口流出の防止、交流・関係人口の拡大」を設定いたしました。沖縄の中でも沖縄本島の北部地域や八重山、宮古などの離島地域は条件不利な地域となっております。那覇を中心とした沖縄本島中南部とは異なるサポートが必要となっております。図にありますように、施設整備、移住・定住条件の整備等の支援を通じて魅力ある生活環境の整備、住民サービスの向上、担い手を確保し、人口の流出防止、交流・関係人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

以上が2つ目の目標、沖縄の特殊事情に起因する課題の解決に向けたロジックモデルとなります。

なお、全体を通じて2点補足させていただきます。事業の概要の各インプットについては、それぞれ令和4年度、先ほど見ていただいた概要の関連予算の合計額を記載しているところですが、沖縄関係予算の中にはこのほかに一括交付金ですとか、沖縄振興特定事業推進費ですとか、公共事業関係費といった各項目に横断的に関係するものがございます。そちらもインプットになります。

また、測定指標につきましては、例えば一番上の生産性や稼ぐ力の向上でいえば、1人当たりの県民所得を例示で記載しております。しかし、沖縄県が今般つくられた沖縄振興計画の下部の実行計画に当たる沖縄振興計画実施計画というものを作成中でございます。沖縄県が作成中の実施計画を踏まえて最終的にはそれぞれ確定してまいりたいと考えておりました。そうした観点から、恐縮でございますが、いずれの測定指標についてもペンディング、(P)というマークをつけさせていただいております。

簡単ではございますが、説明は以上となります。ありがとうございました。

藤田委員

ありがとうございました。

沖縄政策の御説明をいただきました。

それでは、以上の御説明につきまして、御質問や御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

佐藤徹委員、お願いいたします。

佐藤（徹）委員

御説明ありがとうございました。

1点確認なのですが、跡地地域の振興のところでロジックモデルの部分ですが、測定指標が県民満足度となっているのですね。これは項目と指標が対応していないというか、ずれているように思うのですが、先ほど御説明にあったように、振興計画の中身がまだ定まっていないから指標が設定できていないという理解でよろしいですか。つまり、跡地地域の振興というのはどういう状態を指しているのかが計画策定前というか、まだ途中なので、中身が定まっていないからそれにふさわしい指標が設定できていないという理解でよろしいですか。よろしくをお願いします。

藤田委員

お願いいたします。

久保参事官

若干言葉不足なところがございまして、県民満足度というのは、沖縄県がこれまでも実施してきている県民意識調査というものがございまして、その中の一項目として軍用跡地が有効に利用されているかどうかを尋ねた質問項目がございまして、それについて、例えば「非常に満たされている」とか、「ある程度満たされている」とか、そういう回答をいただいているところです。現在、この案を作成した段階としてはそういった県民の跡地調査に対する評価がこの質問項目からある程度取れるということで、これを想定しているところでございまして、最終的には沖縄県が9月をめどに策定する振興計画の実行計画を確認の上、確定させていきたいと考えているところでございまして。

佐藤（徹）委員

ということは、それができたら振興の進捗率を測るための指標が設定されるということでしょうか。

久保参事官

そうですね。今、想定している県民満足度が良いのか、今後、県が作成中の実施計画の中でその他の評価指標なども出てくるのか、そういうのも全体を最終的に確認した上で測定指標としてふさわしいものを確定させていきたいと考えております。

佐藤（徹）委員

ありがとうございました。

藤田委員

佐藤主光委員、お願いいたします。

佐藤（主）委員

御説明ありがとうございました。

大きく3点ほどなのですが、1つはこの子供の貧困対策であれ、離島の振興であれ、既存の政策はあるわけですね。つまり、子供の貧困対策は厚労省がやっていますし、離島の振興であれば国交省がやっていますので、こういったほかの事業とはどういう関連、どうすみ分けをするというのは、これはどういう形ですみ分けしているのか、あるいは上乘せみたいな理解でよいのかは教えていただきたい。

細かいのですけども、この沖縄科学技術大学院大学、これは非常に我々の業界でも有名になりつつあるのですが、測定指標として「トップジャーナルへの掲載数」と書いてありますが、最近だとジャーナルへの掲載だけではなくてインパクトファクターみたいなもの、つまり、どれくらい引用されているかとか、そういったもので取ったりします。私が理解する限り、この大学は結構海外からの採用も多いと思いますので、例えば海外研究者の雇用であるとか、招聘とか、こういったものも指標になるのかという気がしました。

全体的に気になるのは、最後のインパクトで「自立型経済の実現」なのですが、何をもって自立型とみなすのか。つまり、矛盾しているわけですね。本当は国が支援している限り、自立はしていないわけなのです。自立型ということは国が支援しなくて良くなるということなので、そういう出口を目指しているのか。この自立型経済は具体的にどういうことを指しているのかと思ったのです。これは質問です。よろしく申し上げます。

久保参事官

1点目ですが、例えば子供の貧困につきましても、今、委員から御指摘があったように、沖縄では特に顕著だと考えておりますが、全国的にも問題になっておりまして、全国的な支援は各府省、厚労省を中心に実施をされているところです。その上で沖縄の子供を取り巻く環境が全国と比較して特に深刻な状況だということから、沖縄独自の取組としてある種上乘せというのでしょうか、沖縄子供の貧困緊急対策事業というものを実施しているところでございます。沖縄の離島につきましては、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄振興予算の補助メニューで取組をしているところですので、国交省とは重複をしていないということでございます。

2点目については、御指摘のとおり、ここには「トップジャーナルへの論文掲載数」を測定指標として掲載させていただいておりますが、ほかにもいろいろな評価の指標があり得ると思いますので、秋の測定指標の確定に向けて、いただいた御指摘も踏まえて、こういったものが適当なのかよく考えてまいりたいと思います。

3点目、自立型経済の構築、なかなか根本に関わる難しい御質問ではありますが、沖縄

振興の取組は最初の参考資料に入っていますように、今、第6次の取組に入ってきているわけですが、2002年までは主としては本土との格差是正に焦点を当てて取組を進めてきたところ、2002年以降、それまでの一定の成果を踏まえて、民間主導の自立型経済の構築に目標を移してきているところです。最終形としては御指摘のとおり国からの独自支援がなくても経済が回っていく状態が自立型経済の構築になるのだと思うのですが、まだその段階には至っていないということで、もしかしたら矛盾するところはあるかもしれませんが、国が支援をしながらそういった経済の構築を目指しているというのが現状でございます。

最後のはお答えになっていないかもしれませんが、よろしく願いいたします。

佐藤（主）委員

ありがとうございました。

藤田委員

ありがとうございました。

伊藤委員、お願いいたします。

伊藤委員

御説明ありがとうございました。

私からは1点、先ほどの佐藤主光先生の質問とも関連するかもしれないのですが、子供の貧困対策のところ、これは最終的と言いますか、中目標としては子育て世帯における困窮世帯の割合を低下させることだと思うのですが、実際には事業としては市町村が行う、あるいは支援体制は市町村が整備することで、それに対する補助金という位置づけと理解してよろしいということでしょうか。

三木補佐

沖縄振興局総務課の三木と申します。お答えさせていただきます。

支援としては市町村がメインにはなっておりますが、一部広域的な観点で都道府県の指導・助言であったり、拠点型子供の居場所と言いまして、複数の市町村間をまたがるのですとか、専門的な人材を置いたほうが良いようなものについては、一部県が関わっているものもございます。

伊藤委員

ありがとうございます。

感想としては、県や市町村が実際に実施主体ということなので、その施策の実施によって結構パフォーマンスが左右されることがあるのかもしれないというのが一つと、ほかの政策や経済情勢によってこの困窮世帯の割合は変わってくると思いますので、今回のこの



沖縄政策としての貧困対策がどのくらい中目標の達成に寄与するのかをはっきりさせるのは結構難しいのかという印象だけ持ったということです。ありがとうございました。

三木補佐

ありがとうございます。

当然、子供の貧困問題については県民所得を上げていくという取組も重要ですので、例えば子供の居場所において子供を預かってもらうとか、そういう取組によって親が働きに出やすくなる、そういった話もありますので、波及的な効果も期待されるということで推進させていただいています。

以上、補足させていただきました。

藤田委員

ありがとうございました。

時間を過ぎていて恐縮なのですが、私からも今の点に少し関連するかと思うのですが、御質問させていただきます。このロジックモデルでは自立型経済の実現と沖縄の特殊事情に起因する課題の解決ということで、2本柱でそれぞれ独立したロジックで示されているわけなのですが、相互に関連しています。今の子供の貧困問題などでも自立型経済の内容に関わることもありますし、経済振興が盛んになることによって貧困の解消に寄与したり、離島の振興も自立型経済の実現に寄与したりとか、そういった相互の影響があると思うのですが、このモデルではそれぞれが並行してそれぞれ完結してしまっているのです、その点はどのようにお考えでしょうか。

久保参事官

御指摘ありがとうございます。

先ほど子供の貧困のところの説明、やり取りでもありましたように、御指摘いただいたとおり、上の経済の話と下の課題の解決というのは密接に関係しているところもあると思います。他方で、今回ロジックモデルを作成するに当たっては、対象となる沖縄振興の取組が先ほど見ていただいたように非常に幅広いものですから、それをなるべく分かりやすいように分類するには、上については沖縄の産業構造ですとか経済のほうにどちらかというに着目しまして、自立型経済の実現ということで一つにまとめさせていただきまして、2つ目はどちらかという豊かな住民生活の実現ということで、より生活に近い視点からロジックモデルを構築して、2つに分けさせていただいたところでございます。ただ、2つに分けたからといって、御指摘いただいたとおりそれぞれが別々に動いていくものではなくて、上と下で相互に作用、関係しているものだという認識は我々も当然持っております。

藤田委員

ありがとうございました。

若干矢印などを加えてもよいのかと思いましたが、発言させていただきました。ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

以上で沖縄政策担当からのヒアリングは終了といたします。ありがとうございました。

久保参事官

ありがとうございました。

藤田委員

続いて、防災担当より説明をお願いいたします。

千葉参事官

おはようございます。内閣府で防災担当の総括統括官の下で総括担当の参事官をしております千葉と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは「防災に関する施策の推進」についてのロジックモデル案について御説明申し上げます。資料は1枚でございますけれども、あとお手持ちということで御参考に何枚か資料が届いているのではないかと思います。ロジックモデル案を書かせていただいた資料を御覧ください。

まず、上段の枠囲いでございます。解決すべき問題・課題を記載しております。御承知のとおり、我が国はその厳しい自然条件から各地で多くの自然災害が発生しております。もとよりこうした災害の発生は、その発生そのものを完全に防ぐことは不可能ですし、現実的でもないということでございまして、衆知を集めて効果的な災害対策を講じる、そして、国民一人一人の自覚と努力を促すことによりまして、できるだけその被害を軽減していくことが必要であるという問題・課題意識でございます。

その下段には事業概要（アクティビティ）、活動実績（アウトプット）、中目標（アウトカム）、施策目標（インパクト）、記載してございます。防災に関する施策につきましては、防災基本計画の体系の紙、御参考までにお届けしているのではないかと思います。災害に関する基本計画でございます防災基本計画の体系で申しますと、災害対策の順序、フェーズごとに災害予防、事前対策、実際に発災した後の災害応急対策、そして、次のフェーズとしまして災害復旧・復興対策と、順番で申しますとそうした各対策が講じられることとなります。こうした対策は国、地方公共団体、事業者、住民等々の各主体の役割分担の下、講じられることになるということでございます。

では、私ども内閣府防災担当は何をしているのかということでございます。こうした災害対策の順序に沿った体系の中で申し上げますと、災害対策の基本となります災害対策基

本法などの法律を所管して、その法律に基づく基本計画を作成することによりまして、関係省庁、地方公共団体等々を巻き込みながら計画的な対策が打てるようにまず計画をつくと。そしてまた毎年修正の検討を行い、必要があるときは修正するといった制度の運用をしているということでございます。また、本日のアクティビティにも書いております南海トラフ、首都直下といった大規模地震や火山対策などの計画の作成、また、公共団体などが講じます防災対策を担う防災要員人材の養成ですね。そうしたこともやっておりますし、関係省庁、公共団体、施策を講じる上で必要となります情報の伝達網の整備、また、発災したときは現地に調査団を送りまして現地支援の実施なども行っております。また、災害復旧などが行われる段階になりますと、これは関係省庁が取り組むことが基本になりますけれども、例えば財政規模と比較して甚大な被害を被った公共団体の御負担を軽減する、そういう意味で国の負担のかさ上げ措置の決定、また、被災された方々への支援なども行っているということでございます。

こうした施策の目標は、言うまでもございませんが、施策目標に書いておりますように、「我が国の国土、国民の生命、身体、財産を災害から保護」するということにございまして、それを施策目標として記載しているところでございます。

今回のロジックモデルの案をつくる上で、こうした施策目標を実現するために実施しております内閣府の防災担当が担っております施策のうち、4つの事業を選定しております。典型的かつタイムリーなものの中から、説明力の強さなどを勘案して4つの事業を選定し、アウトプット、アウトカムを記載しているということでございます。

4つのうちの初めでございます。南海トラフ巨大地震、また、さきの国会でも法改正がされておりますけれども、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震への対応、また、首都直下地震に対する調査・検討を掲げております。インプットとしましては当初予算2.28億円、アウトプットといたしましては被害想定への検討、また、検討対象エリア内の公共団体と共同で調査・検討を行った数、また、アウトカムとしましては具体的に対象エリア内の公共団体に推進計画を作成して今ある計画を変更していただかなければいけない、そうしませんと対策のベースが整いませんので、それを記載しているということでございます。

2つ目は、これは担い手となります防災の専門家の養成のための研修事業を掲げております。インプットとしましては当初予算で0.6億円、アウトプットとして修了者数、アウトカムとして理解度を記載しております。

3つ目は、先ほども申しましたけれども、災害対策に取り組む省庁間あるいは公共団体との間で災害時に確実な情報のやり取りを行いまして、効果的な応急対策を講ずるための無線網の管理です。これはその名のとおり総理官邸、内閣府、関係省庁、都道府県、政令市、また、指定行政機関等々を結ぶ通信網でございまして、発災時に災害が発生したときにテレビ会議、映像伝達などを行う基幹となる無線網でございまして、インプットとしましては10億円弱、アウトプットとしましては接続する機関の数、アウトカムとしては通信体制の確保、これはいざというときに確実に機能するように維持・管理・運営をしていく

ということでありませけれども、記載しております。

最後の4つ目といたしまして、ISUT、アイサットと申しますけれども、災害時情報集約支援チームの略なのでございますが、それを掲げさせていただいております。これは当初予算0.3億円の内数、アウトプットとして研修の回数、アウトカムとして理解度を記載しておりますけれども、このISUTとは何ぞやということであります。大規模災害時に現地で情報がふくそういたします。それを被災情報、避難所などの情報をタイムリーに集約し、地図化し、提供して、現地における災害対応を支援する、そういう現地派遣チームでございます。平成30年度から試行的にやっております。こうした仕組みに習熟いただくことが地域における災害対応能力を高めて施策目標の実現に資するであろうということで記載させていただいております。

以上、4つの事業を中心にロジックモデル案を作成しているということでございます。説明は以上でございます。

藤田委員

ありがとうございました。

それでは、以上の御説明に関しまして、御質問や御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

それでは、佐藤主光委員、お願いいたします。

佐藤（主）委員

御説明ありがとうございました。

1点質問と1点コメントになるのですが、質問は、防災に係る人材育成のところなのですが、この研修を修了した人たちは例えばどんなサーティフィケートというか、資格みたいなものは何かもらえるのですか。御案内のとおり、自治体の職員は大体3年でローテーションがかかるので、このときに研修を受けてもまた違う部署に行ってしまう可能性もあるのですが、こういう防災人材を各自治体に、あるいは国もそうかもしれないけれども、どうやって定着させていくのかについて、何かお考えがあれば教えていただきたい。

それから、ISUTでしたか、この活用は非常に良いと思うのですが、測定指標として連絡体制の確保や理解度というよりは、実際に今も巨大災害、豪雨や大規模な地震は起きているわけで、こういうことを利用する機会、中央防災無線もそうだし、ISUTの業務もそうだと思うのです。指標もそうだと思うのですが、実際に使っていると思うのです。使ったときにどんな課題があったのかを見直して次の改善につなげるようなPDCAサイクルみたいなことを回すというのも測定指標としてあるのではないかと思います。

以上です。

千葉参事官

ありがとうございます。

研修は非常に多岐にわたるものを実はやっております。一つはOJT研修と申しまして、公共団体からまさに私ども内閣府防災に来ていただく。これは令和3年度までで289人の方が現に1年ないし何か月という単位で来ていただきまして、研修しております。また、研修施設での研修も行っておりまして、これは8,000人弱の実績があります。それから、首長さんたちですね。実際、市長さん、町長さんたち、また、自治体で危機管理の司令塔になれるような方々の研修もやっております。資格みたいなものがあるのかという点につきましては、そういったものの在り方についても実は検討をしようとしております。地域防災マネジャーとして証明をして、公共団体における人材確保に資するような取組をすることでありまして、地域防災マネジャーを採用・配置する経費などにつきましては地方交付税、要するに、地方財政措置なども講じられていて、地域防災マネジャーとして証明されたような方々が地方公共団体の防災監や危機管理監として採用される一つの参考になるような取組は現に行っております。ただ、御指摘のとおり、国の役人もそうですけれども、数年単位で動いていくということですので、継続的な定着ですとか、学んでいただいたことあるいは実践を通じて得た経験をどう継承していくのかは課題だと思っております。そういう点でもこうした研修と防災マネジャーとして証明するという取組はしっかりやっていきたいと考えております。

ISUTの成果指標ですね。これは研修などを通じた回数や理解度を掲げてございます。実際に災害が発生して初めて機能するというもので、ぎりぎり言ってしまうと大規模な災害は発生しないほうが良いわけなのですけれども、したがって、災害が発生したときにどういう課題があったか、PDCAサイクルを回すというのは御指摘のとおりでありまして、課題が見つければそれを踏まえて、例えばどういう地図の重ね合わせをしたほうが効果的なのかだとか、どういう地図上の見せ方をしたほうが良いのかというのは、常に不断の見直しを行っていくというのは私どもは当然だと考えております。ただ、一方で、こういった指標がそういったものを評価するのにふさわしいのかという点については、なかなか私どもも悩ましいところがありまして、それを実際に現場で使っていただく方々の習熟を高めていくことが適切なのではなからうかということで掲げさせていただいております。御指摘は受け止めながら考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

藤田委員

佐藤委員、よろしいでしょうか。

佐藤（主）委員

ありがとうございました。

藤田委員

それでは、佐藤徹委員、その後に横田委員に御発言いただきたいと思います。  
佐藤委員、お願いいたします。

佐藤（徹）委員

ありがとうございました。

1点だけお聞きしたいと思います。ロジックモデルのシートの一番上の解決すべき問題・課題のところに「国民一人一人の自覚及び努力を促す」という文言があるのですね。この内容が中目標（アウトカム）のところからどうも読み取りづらいのです。これが反映されていると、恐らくアクティビティからインパクトまでのロジックがつながっていくかと思うのですけれども、ここが見えてこないということなのですね。例えばアウトカムの項目の上のほうの周到かつ十分な災害予防の促進のところの測定指標、先ほど出た自治体職員などの防災人材の研修の理解度というものがありますが、もう一つあって、地方公共団体が推進計画を作成・変更したその割合とあるのです。要するに、その次が、計画を作成したり変更したりした後、その結果どうなるのかが恐らく重要で、計画をつくった、変更しただけではあまり意味がなくて、それを実施、運用すると。その結果、恐らく国民一人一人が防災に対する意識を高めるとか、あるいは災害に備えるという意識変容であるとか行動変容が期待されているのではないか、それが最終的にこのインパクトにつながっていくというロジックではないのかと考えられます。違うのだったら違っておっしゃっていただければと思うのです。そうすると、そういう観点で見た場合、今、設定されている測定指標が妥当なのかどうか。ひょっとしたら自治体の計画の作成・変更の割合はアウトプット指標かもしれませんが、その辺りは御検討いただければと思います。御見解をお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

千葉参事官

ありがとうございます。

計画はそもそも作りっ放しでは意味がない、特に災害関係は作って何ぼではなくて、作って、訓練をして、周知広報をして、自治体も企業も住民の方々もそれをしっかり念頭にいざというときに動いていただくというところまでつなげていかなければいけないものですので、御指摘のとおりだと思います。そういった意味で、特に上で解決すべき問題・課題として掲げながら、それにストレートに結びつくようなアウトカムの指標がないというのは御指摘のとおりですので、そこは検討します。ありがとうございます。

佐藤（徹）委員

よろしく申し上げます。

藤田委員

横田委員、お願いいたします。

横田委員

ありがとうございます。

私からは2点質問になります。1点目が、今回代表的な4つの案件を出していただいたということで、欄外にも幾つかお示しいただいていますが、最終的にこのロジックモデルでは代表的なものだけを示していく予定なのか、そこのお考えをお伺いしたいのが1点目です。

2点目は、本件と離れてしまうかもしれませんが、政府でデジタル化が推進されている中で、一方で、お示しいただいているとおり広域での通信遮断が発生する可能性があります。中央については無線網ということで掲げられておりますけれども、自治体も広域で通信が遮断された場合に、基本計画の中でそういったバックアップ体制なども検討していく必要がある。最近のKDDIの問題もありましたし、関心も高まっているところ。そういったものは現状カバーされるようになってきているのか。また、そういうところをしっかりと示していくことも一つ必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

千葉参事官

ありがとうございます。

冒頭の口頭での御説明でも申し上げました防災に関する施策は、基本的には防災の予防、事前対策、災害の発生したときの応急対策、災害復旧・復興対策といった災害対策の順序、フェーズごとに講じられるものなのですけれども、そうしたもののなかから特に内閣府防災が担っている業務の中で典型的なもの、予算の中で言いますと、予算の額も大きく定量的な検証も可能ではなかろうかというもの、つまり、説明力の強さですね。そうした観点から選ばせていただいております。地震対策の推進2億円余ということなのですけれども、これは災害予防のグループの中では内閣府が持っている予算の規模では一番大きいということでもございますし、何より南海トラフ、日本海溝・千島海溝、首都圏直下という非常に大規模災害に対応するものということでピックアップさせていただいております。また、防災を担う人材の育成、訓練の充実も、ここで取り出したのはその中の内数ではあるのですが、予算のボリュームでは地震対策の推進に次ぐ規模のものの中の更に一番大きなものをピックアップしております。また、無線網やISUTの部分につきましては、デジタル化の対応も念頭に置きながら、災害応急対応のときに内閣府が担う取組、中央に本部を立ち上げたり、現地に本部を立ち上げたりという応用動作に加えて予算をしっかりと活用しながら整備をする、各省共通のベースとなるものを整備するというものでピックアップをさせていただいております。もとより幅広い取組の中でピックアップをするので、どうしても帯に短したすきに長しみたいなところもあるのですけれども、申し上げたような考え方で

ピックアップはさせていただいております。

最後のデジタル化に関する御指摘、特にバックアップ体制というところであります。非常に重要な御指摘だと思っております、その点は私どもとしてはしっかり念頭に置いた上で、例えば中央防災無線網などの整備はしております。これは通信衛星を使った衛星系の無線網と地上系の無線網という大きく二重のラインで情報を結んでいくわけなのですが、中央機関と災害が発生したときの拠点となるような施設、公共団体、それから、指定公共機関と言われているようなNTTさんをはじめとするようなライフラインを担っているところを衛星網、地上系の無線網、衛星電話なども使いながら結んでいるということで、災害のときには何か断たれる、そこで途切れて終わりとなると困りますので、非常に複層性、重畳性を確保するにはしてございます。ただ、先ほどのKDDIのお話もでございます。特に民間の持っている通信網を活用して経費の削減を図りながら、しっかりとした情報が伝わるような取組も一方でやっております。脆弱性がないのかどうか関係省庁などとも相談しながら強くなるように取り組んではいるのですけれども、やっていきたいと思っております。

横田委員

ありがとうございます。

藤田委員

ありがとうございました。

そのほか、御質問等はよろしいでしょうか。

それでは、防災担当からのヒアリングはこれで終了といたします。ありがとうございました。

千葉参事官

ありがとうございました。失礼いたします。

藤田委員

続きまして、公益認定等委員会事務局より御説明をお願いします。

泉課長

公益法人行政を担当しております泉と申します。

それでは、ロジックモデルについて御説明をさせていただきます。

当方ですが、「公益法人制度の適正な運営の推進」ということで、解決すべき問題・課題に書いてございますように、現在は社会のニーズが多様化している、あるいは個人の価値観も多様化している中で、行政部門や民間営利部門だけでは社会ニーズを十分満たせな



いというところがございますので、民間非営利団体の役割が重要になってきている中で、その一つである公益法人として、その公益法人の活動を支援することが我々の任務であると考えております。ただ、支援する際には、法人の自己規律の確立や適正な法人運営の確保という観点も大事だということで、それらを確保しながら「民による公益の増進」を推進するというところが我々の課題であるということで考えております。

このような課題を実現するというので、では、どのようなインパクトをはかっていくのかということで、施策目標としては「民による公益の増進」の推進と書かせていただいておりますが、その具体的な測定指標としては何なのかということで、我々としましては公益目的事業費を設定いたしました。公益法人は公益目的事業と収益事業ができることになっておりまして、公益目的事業と言いますのは、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものということで、公益認定等委員会で認定されたものということになります。例えば奨学金事業は一般的に良いことだと思いますので、これは全部公益目的事業になるのかというと、そこまで単純な話ではなくて、奨学金事業だけではなくそれが特定の人の利益になっていないか、つまり、公正に審査が行われているかとか、特定の企業に就職することが前提になっていないかとか、そういう不特定かつ多数の者の利益を増進するような奨学金事業になっているかを審査して認定していくことになっておりますので、この公益目的事業費の拡充というか、この数値が施策目標を表すものではないかと考えた次第です。

では、この公益目的事業費を拡大する要因として何があるかということで、中目標に書かせていただきましたが、公益法人自体の活動の活発化があると思います。ただし、それは適正なものでなければならないというのがまず一つあると思います。もう一つは国民からの公益法人制度の理解促進というものがあるかと思っています。まず1つ目、公益法人活動の活発化、これはある意味で分かりやすいところではあるかと思っています。公益法人の数が増えるとか、あるいは1公益法人当たりの事業費が増えるとか、そういったことがあれば公益目的事業費の拡充につながるだろうと。もう一つの国民からの公益法人制度の理解促進ということで、これは参考指標として寄附金収入額を書かせていただきましたが、国民の理解促進が増えれば寄附金という形で反映もされるでしょうし、寄附金が増えれば公益法人としても活動しやすくなるというのはあると思っております。なお、ここのなかなか参考指標として書けなかったのは、公益法人への理解が進めば公益法人の活動がしやすくなる面もございます。例えば公益法人が何か検定試験を実施するときに、公益法人の検定試験だから受けてみようかという意識もあるだろうということもありまして、そういった意味での理解促進ということで、理解促進で公益法人の活動をしやすくなる面があるかと考えております。

このような中目標を支えるものとして、具体的にどのような事業がつながっているかということでございますが、我々公益法人制度担当室としましては、何か事業をやっているわけではなく、この適正な運営の推進のために様々な支援をしている。それは別に補助金

を出すとかということではなく、制度の適正な運営という観点でこの公益法人の活動を支えていると考えておりまして、例えばこの活発化に関しまして申し上げますと、一番左の事業の概要につながりますが、上から3つ目の公益法人制度に係る情報提供・周知、公益法人向けの情報提供が活発化につながりますし、また、一番上の公益認定申請の審査業務、これも活発化につながっておりまして、と言いますのも、審査業務のときには基本的にマルバツという話ではなくて、こうすればもっと良いことになりますよというアドバイスをしております。基本的には申請が出てくれば全て認定するようなつもりでやっておりますので、そういった意味でここも活発化にはつながっていると。一方で、当然審査業務ですので適正化という観点でやっておりますし、また、上から2つ目の適正な運営を確保するための監督業務、こちらも適正化という観点でやっている。これが中目標につながっていると考えております。

最後、事業の概要の下2つでございますが、国民向けの情報提供あるいは税制度の適正な運営ということで、こちらは国民への理解促進につながるものだと考えておりまして、ホームページであるとか、メルマガであるとか、そういったことで国民への理解促進につなげて寄附金収入額のアップにつながっていくのかということ、このようなロジックモデルを作っております。

説明としては以上でございます。よろしく申し上げます。

藤田委員

御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関して、委員から御質問や御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

それでは、佐藤徹委員、お願いいたします。

佐藤（徹）委員

御説明ありがとうございました。

1点聞かせていただきます。アウトカムのところ、公益法人の活動の活発化・適正化がありまして、活発化に関しては、例えば説明の中で数が増えるとか事業費が増えるということをおっしゃったと思うのですが、指標が設定されていないのはなぜなのでしょう。まだ検討中ということなのでしょう。適正化については、これは監督業務に関連しているかと思うのですが、例えば監督や立入検査などを行った結果の是正措置とか、そういった件数や割合という形で指標化はできそうな感じがするのですが、いかがでしょうか。

泉課長

ありがとうございます。

実はここは悩んだところでありまして、活動実績のアウトプットに公益法人数であると

か、この変更認定処分件数というのは何かと申しますと、公益法人が新しく事業をしたいというときに変更認定処分をするのですけれども、要は、新しく事業をしたいみたいなことや、公益法人の数は活動実績のアウトプットのほうで書いたものですので、それと同じものを中目標でもセットしづらかったところがありました。適正化のほうも、活動実績のアウトプットに立入検査数や報告徴収、報告徴収というのは委員会から説明を求めるものなのですけれども、そういったものの件数ということで書いておきまして、そういう意味でアウトカムには設定が書けなかったというのが実態でございます。

佐藤（徹）委員

例えばその監督の話で、立入検査数がアウトプット指標でついているのですけれども、立入検査をしたら100%是正されるという理解ということでしょうか。それとも、そのうちの何割かが是正されるということですか。

泉課長

ありがとうございます。

質問の御趣旨、理解いたしました。確かに立入検査の数が一つの活動実績ではありますが、そのうち良くなかったという評価を受けるものが一定割合ございます。その数が一つ中目標としてあるのかと。良くないという評価をしたものは、当然それが良くなるように監督いたしますので、それは確かに中目標の指標としてあるのかと考えましたが、検討いたします。

佐藤（徹）委員

ぜひ御検討いただければと思います。ありがとうございました。

藤田委員

今の点に関連しますので、私からも御質問させていただきます。施策目標のインパクトの測定指標として公益目的事業費が挙げられているのですけれども、こちらはむしろアウトカムの測定指標としたほうがよろしいのではないかと思います。その点はいかがでしょう。

泉課長

施策目標として実は単年度で我々は見られるかと思ったものですので、インパクトのほうに測定指標を書いたのですが、施策目標自体をもうちょっと長期で捉えれば、測定指標を中目標に持ってきててもよいかとは考えましたので、そこは検討したいと思います。

藤田委員

活動の活発化などを示す指標として事業費など、むしろそちらに使えるのではないかと  
思いましたので、御質問させていただきました。御検討いただければと思います。

泉課長 分かりました。今のつくりとしては、公益法人の活動の活発化と国民からの理  
解促進の両方で公益目的事業費が増える。つまり、公益法人の活動が活発化するだけでは  
なくて、国民からの応援も相まって公益目的事業費が増えるというつくりにはおるの  
ですが、御指摘いただいたことを踏まえて、変える必要があるかどうかは検討したいと思  
います。

藤田委員

よろしくお願いいたします。

それでは、伊藤委員、お願いいたします。

伊藤委員

ありがとうございます。

私もこの公益目的事業費のところで、アウトカムにするかインパクトにするかは御検討  
いただければと思うのですけれども、単純にお伺いしたいのは、これはトレンドとしては  
基本的に増加傾向にあると私は理解しているのですが、そういう理解でよろしいのでした  
か。

泉課長

公益目的事業費は今は5兆円ぐらいでして、ここ3年ぐらいですけれども、毎年2000億  
円ずつぐらい増えているような傾向はあります。

伊藤委員

例えば今日の段階では別によいのですけれども、いずれ目標設定等の段階で今までのト  
レンド以上に更に拡大するとか、そのような目標設定みたいなものが考えられるのかどう  
かを確認したいところです。

泉課長

ありがとうございます。

公益目的事業費が増えるのは基本は良いことなのですが、適正なものが増えるという観  
点もでございますので、ただ増えればよいというところではないところは1点ございますが、  
御指摘いただいた点については検討したいと思います。

伊藤委員

ありがとうございました。

(白石座長入室)

藤田委員

白石座長がお戻りになりましたので、司会のほうを引き継いでいただいてもよろしいでしょうか。

白石座長

藤田委員、どうもありがとうございました。

それでは、今、公益法人制度が終わったところで、次、迎賓施設からということによろしいでしょうか。

岡田補佐

事務局ですけれども、大丈夫です。

ありがとうございました。

白石座長

それでは、資料1に沿って御説明をお願いしたいと思います。

北村課長

迎賓館総務課長の北村と申します。よろしく申し上げます。

「迎賓施設の適切な管理・運営」について、ロジックモデル案について御説明をさせていただきます。

まず、迎賓館の概要について御説明させていただきたいと思います。補足資料の「内閣府迎賓館の概要」というものを御覧いただけますでしょうか。

迎賓館は「2.施設の概要」にございます迎賓館赤坂離宮、日本風離れの和風別館、京都にございます京都迎賓館、これらの施設を使用して、国賓・公賓等の宿泊や歓迎行事、会談等の接遇を行うことを主な業務としております。また、明日の日本を支える観光ビジョンや観光立国推進基本計画の中で、魅力ある公的施設の公開・開放といたしまして赤坂、京都の迎賓館が明記されており、平成28年度から観光先進国の実現に資するため、接遇に支障のない範囲で可能な限り一般公開を実施しているところです。現在、休館日として設定しております水曜日以外は原則として毎日一般公開を実施しております。令和3年度、赤坂では262日、京都では229日の一般公開を実施いたしました。それぞれ9万人、2万4千人の方々に御参観いただいております。一方、当館が有する文化財としての価値や国の現役の迎賓施設として品格を損なわない行事で、日本を代表する学術、文化、スポーツ等の分野における国際交流活動の行事等につきまして、原則として有料により民間団体等の

利用に供する「特別開館」というものも実施しております。

先ほど当館が有する文化財としての価値という発言をさせていただいたのですけれども、ここで当館の歴史について簡単に触れさせていただきたいと思います。当館は明治42年、当時皇太子であらせられた後の大正天皇、明宮嘉仁親王の東宮御所として建設されました。日本で唯一のネオ・バロック様式という宮殿建築でございます。建築の総指揮を執ったのは片山東熊という建築家の先生でございます。当館のほか、上野の東京国立博物館にございます表慶館、あるいは奈良、京都の国立博物館も設計されました。大正天皇は様々な御事情によりこちらにお住まいにはなっておりません。実際にこちらにお住まいになったのは昭和天皇で、摂政宮時代の大正12年から、践祚後天皇になられた後の昭和3年までの約5年間、それから、上皇陛下におかれましては、疎開先の栃木県から東京にお戻りになりました昭和20年、約7か月間お住まいになりました。戦後、これらの施設は国に移管され、国立国会図書館や昭和39年の東京オリンピックの組織委員会事務局等として使用されております。その後、国際関係の緊密化に伴い、これらの施設を改修して迎賓館とするという閣議決定があり、約5年の歳月をかけ改修し、昭和49年、現在の迎賓館として発足いたしました。あわせて、和風のおもてなしをする施設として洋館である本館の隣、東側に和風別館、游心亭という名前なのですけれども、こちらが建設をされたところでございます。今日までに360回の接遇を実施しております。直近の例で申し上げますと、本年5月、アメリカのバイデン大統領が来日された際、当館で歓迎式典あるいは岸田総理との会談などが実施されました。

なお、この洋館である本館ですね。西洋風の建物と正門、また主庭に噴水があるのですけれども、こちらは創建から100年後の平成21年、明治以降の建造物としては初めて国宝に指定されているところでございます。

一方、京都迎賓館については、平成6年でございますが、平安建都1200年を記念して京都に和風の迎賓館の建設をという地元の要望がございました。平成17年、京都御苑内に京都迎賓館が建設をされました。日本建築の伝統の粋、美しさ、それから、現代建築を融合させた数寄屋建築という様式があるのですけれども、あるいは庭園、漆、蒔絵、織物など多くの伝統的技能が使われた現代和風の施設となってございます。発足後、今日まで144回の接遇を実施しております。

前置きが長くなってしまいましたが、当館にはこのような背景、歴史がございますことを紹介させていただきました。

ロジックモデルに戻っていただきまして、まずは接遇の実施についてでございます。アウトプットの参考指標として、施設の使用ニーズに対応できた割合とさせていただいております。当方、施設の管理者といたしまして、賓客のニーズに対応し、「賓客が満足できる安全、快適な施設の提供」をすることをアウトカムとして、その測定指標といたしましては、接遇中の施設の不具合の件数としております。施策目標といたしましては、賓客の当館御滞在中、「国際儀礼を尽くし、最高のおもてなしを行い、日本の外交に資する」と

させていただいております。

また、一般公開、特別開館につきましては、先ほど申し上げました歴史的な背景や国宝指定、あるいは多くの伝統的スキルが使われているところ、これらの実施要綱においては、迎賓施設としての意義や文化財としての価値、理解の促進というものを目的としております。施策目標といたしましても同様に、「迎賓施設としての意義、文化財としての価値、伝統技能等の価値についての理解の促進」とさせていただいております。

この施策目標の達成のため、アウトプットといたしまして、一般公開においては参観者数、外国人参観者数、それから、今、課題でございますが、「リピーターの増加」とさせていただいております。一般の通常参観に加え、季節に応じた特別企画などを実施していくこととしております。現在参観者数の方々、初めて来られたという方が非常に多く、今後シリーズ物の特別企画などの実施を検討し、とりわけリピーターの増加への取組を実施してまいりたいと考えております。また、特別開館につきましては、平成28年度以降、これまでに10回実施しております。そのうち1回は京都迎賓館で実施いたしましたが、残念ながら令和元年度以降、実施実績がございません。関心をお示しいただき、問合せをいただいたりはしておりますが、ここ数年、実施に至っていないのが現状です。そうしたことから、まずは利用していただくこと、特別開館を実施することと考えております。アウトプットの参考指標といたしましては、実施件数とさせていただいているところです。

一般公開、特別開館の実施におけるアウトカムといたしましては、参観や特別開館の実施を通じて参観者、利用者等において、迎賓施設の意義や文化財、伝統技能の価値を感じていただき、これらの理解を促進していくこと、あるいは関心の向上を図ること。測定指標といたしまして、参観者へのアンケートの実施などによる満足度の把握あるいはホームページの閲覧数とさせていただいております。これら指標の向上に向け、魅力ある一般公開、特別企画を充実させつつ、施策目標に向けた取組を実施していきたいと考えております。

最初の説明は以上になります。よろしく願いいたします。

白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、佐藤徹委員から先にお手が挙がっております。お願いいたします。

佐藤（徹）委員

御説明ありがとうございました。

1点お聞きしたいと思います。アウトカムの測定指標で、接遇中に発生した不具合等の件数が設定されています。これは一見すると客観的指標にも思えるのですが、誰がどのように判断するのかという観点から見ると主観的指標とも見えるのです。これは実際にどのようにこの不具合等のカウントをされるのか。これに関連して、例えば不具合はど

んな内容を指すのだろうかということです。これは一般の参観者の方と違って海外からの賓客の方に対してアンケート調査を実際にやりづらいこともあって、満足度を指標として設定していないという理解でよろしいでしょうか。

以上、幾つか申し上げましたけれども、お願いいたします。

北村課長

まず、接遇中に発生した不具合という点でございますが、現実問題はあってはならないことではございますが、私どもはバックアップも含め対応しているところではございます。ただ、実際に今までこういったことはないと認識しておりますが、必ずしも将来にわたってゼロとは限りません。可能性として起こり得ますので、基本的にここについてはゼロを目標にするといったことは、当然接遇の対応といたしまして、私どもの目標にしているところでございます。

佐藤（徹）委員

これは接遇に当たった政府の関係者の方が御自身で不具合があったかなかったかを御判断されるということなののでしょうか。

北村課長

一義的にはそういったことがあったかないか、我々あるいは外務省さんですとか、そういったところも含めて。

佐藤（徹）委員

あるいは先方からクレームが出るとかというのも勘案してカウントされるということでしょうか。

北村課長

その可能性はございます。

佐藤（徹）委員

分かりました。ありがとうございました。

白石座長

藤田委員、お願いいたします。

藤田委員

御説明ありがとうございました。



単純な御質問なのですが、3点ほどございます。1点目は、アウトプットの参考指標で一番上のところに施設の使用ニーズに対応できた割合とあるのですが、これについて、割合ということですので数字で出されるかと思うのですが、どのようにその数字を算定されるのか御説明いただきたいと思います。

2点目は、その下の活動実績の参観者数の増加、外国人参観者数の増加、リピーターの増加とあるのですが、こちらはむしろ指標なのではないかと思えます。例えば増加ということでしたら、参観者数等が増加するために具体的にどのような方策をとり、活動をされるのかを御説明いただければと思います。一般公開をすれば、その分、参観者数などは増えるかと思えますが、ここに増加とありますので、そのためにプラスアルファとして何か活動をお考えなのかという点について御説明をお願いいたします。

最後の点は、本当に単純なのですが、その横の中目標ですね。参観等を通じた理解の促進というところで、測定指標としてアンケートで「やや不満」「不満」と答えた人の割合とあるのですが、「満足」「やや満足」等のポジティブなほうを指標とされないでネガティブな指標を採用された理由を説明していただければと思います。

以上、よろしく願いいたします。

白石座長

それでは、3点、よろしく願いします。

北村課長

お答え申し上げます。先ほども申し上げたのですが、1つ目の使用ニーズにつきましては、外国の賓客がお見えになる前に当該お見えになる国の方々が事前に確認に来られます。そのときにいろいろ御指摘等をいただいて、それらに対応するといったところがございます。こちらに対応できないということは原則としてあり得ないものですから、割合という観点でいえば100%を目指すということは言うまでもございません。そのようなことを考えているところでございます。

お答えだけ先に申し上げます。2つ目の参観者数の増加について、どのような取組というお話だったかと思うのですが、過去のことをお話ししますと、始めた当初は年間50万人以上という参観者の方に来ていただいておりました。令和2年からのコロナ禍において参観者数が激減したのですが、そういった中で一般の参観のほかに特別企画なども実施しておりまして、例えば夜間の公開ですとか、クリスマスあるいはゴールデンウィークに、前庭という庭があるのですが、そういったところでの音楽の演奏会も実施して参観者の増加につなげていく、あるいは先ほど御説明したのですが、特別企画でもシリーズ物の企画を実施いたしまして、また聴きに来てください、あるいは見に来てくださいといった企画を考えているところ、実際に実施しているところでございます。

ネガティブ目標については、こういった不満のあるところ、我々が足りていないところ

を積極的にアンケートで御指摘をいただいて、そこを一つ一つ改善していきたいというところから、このような形で指標を考えてみました。

以上です。

藤田委員

ありがとうございました。

参観者数等は指標に入れられたほうがよろしいのではないかと個人的には思っておりますが、御検討いただければと思います。御説明ありがとうございました。

白石座長

それでは、ありがとうございました。

横田委員、お願いいたします。

横田委員

ありがとうございます。

私も一般公開のアウトプットとアウトカムの関係性についてお考えを伺いたいと思っております。リピーターの方々を重視するという点もすごく良いなとお伺いしておりました。逆にオーバーツーリズムが問題になっており、参観者数が多ければよいとお考えなのか。アンケートの「やや不満」「不満」とも関連しているような気がします。人が多過ぎてゆっくり見られなかったというのも「やや不満」「不満」に関わるような気もしておりますので、妥当性のある目標設定をどのようにお考えかをぜひ伺いしたいと思っております。

白石座長

それでは、リプライをお願いいたします。

北村課長

参観者数が多ければ多いほどという御指摘なのですが、御指摘いただいたように、参観者の絶対数が増えれば「不満」ということをアンケートでお答えされる方の絶対数も増えていくと思います。また、多ければ多いほど、実は当館は参観いただくに当たっては必ず金属探知機による検査なども受けていただいておりますので、待ち時間が非常に長くなり、それが意見として上がってくるケースもございます。現状、コロナ禍で参観者数が非常に少のうございますが、この辺は回復に向かって一番良い数値、あるいは参観にかかる費用と参観料の収入とのバランスとか、そういったことも考えつつ、今、コロナは増えていまずけれども、回復傾向であると思っておりますので、そこはこの事業をやっていきながらいろいろ考えて検討していきたいと思っております。

横田委員

ありがとうございます。

おっしゃっていただいたとおり、分散化だったり、全体的にどう満足度を上げ迎賓館を知っていただくかが重要だと思いますので、ぜひ総合的に御検討いただけたら幸いです。

北村課長

ありがとうございます。

白石座長

ありがとうございました。

ロジックモデルを伺うだけで、迎賓館のいろいろな役割などがあるのだなということが実感できました。どうもありがとうございました。

それでは、最後になります。有人国境離島ということで、資料1について御説明をお願いしたいと思います。

総合海洋政策推進事務局からの御説明になりますね。よろしく願いいたします。

南参事官

総合海洋政策推進事務局の南と申します。よろしく願いいたします。

それでは、まずロジックモデルの御説明に入る前に、有人国境離島施策の実施の背景について簡単に御説明させていただきます。

平成27年6月に政府で決定されました海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針というものがございまして、それによりますと、我が国の領海や排他的経済水域等の外縁を根拠づける基線というものがございます。基線というのは、我が国の最外縁部に位置しておりまして、その多くが地理的に本土から離れた離島に存在するということがございます。国土面積をはるかに超える広大な領海と排他的経済水域等の根拠となる離島の安定的な維持管理が極めて重要であるとされておりまして、中でも有人国境離島地域、人が住んでいる離島ということがございますけれども、それが我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を有しておるということで、その機能を維持する必要性が高いとされておりまして、

こうした基本方針が決定された背景としましては、その以前に小笠原の周辺の海域などにおける外国漁船による違法操業ですとか、そういった形で我が国の周辺海域における近隣諸国の活動が顕著になったということで、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理すべきであるという議論が高まっていったという背景がございます。

これと併せて、一方で、政府の有識者懇談会において、平成26年ですけれども、最終提言という形が出されてございまして、近年離島の人口の減少が著しいということで、離島を適切に保全・管理していくことが難しくなりつつあると指摘されておりまして、一部の有人

国境離島地域につきましては、特に地域社会の維持を図るための施策を講ずる必要性が高いとも提言をされたところでございます。こういった状況の中で、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全に関する活動の拠点としての機能を維持するために、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域における地域社会の維持に関する特別の措置が必要であるとされております。これを受けて、平成28年4月に有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法という法律が議員立法により成立したところでございます。なお、特定有人国境離島地域というのは、有人国境離島地域のうちで継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められる地域でございます。また、この制定されました有人国境離島法におきましては、内閣総理大臣が有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針、基本方針と呼んでおりますけれども、こちらを定めることとなっております。

この有人国境離島法におきまして、特定有人国境離島地域に係る施策といたしまして、国内の一般旅客定期航路事業に関する運賃等の低廉化、航空運送事業に係る運賃の低廉化、生活または事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減、更には雇用機会の拡充といった施策を講ずることが列挙されております。国は毎年度予算で定めるところにより必要な財政上の措置を講ずることとするという形になっております。この法律の規定に基づきまして、平成29年4月から特定有人国境離島地域社会維持推進交付金という交付金が創設されておりました。令和4年度におきましては50億円の予算が計上されているところでございます。なお、これらの法律に規定されました施策、今、4つ申し上げましたけれども、この施策がロジックモデルにおける事業の概要の部分に列挙されております4つの事業及びインプットに該当するものでございます。

それでは、ロジックモデルの御説明に移らせていただきます。まず、解決すべき問題・課題として、先ほど施策の背景でも申し上げましたけれども、本土から遠隔の地に位置し、人口が著しく減少している特定有人国境離島地域は将来無人化のおそれがあり、一度無人化すると、漁業・海洋における各種調査を実施する上での活動拠点として必要な機能を維持することが著しく困難になるということで課題を設定させていただいております。

また、施策の目指すべき目標としまして、先ほど言及しました有人国境離島法に基づく基本方針におきまして、特定有人国境離島地域の地域社会維持の施策の方向といたしまして、特定有人国境離島地域の人口が定常的に社会増、これは転入者が転出者を上回る状態ということでございますけれども、こういった状態を実現することが掲げられております。こういったことから、ロジックモデルにおきます施策目標においてもそれを提示させていただいている状況でございます。

次に事業の概要につきましては、先ほど申しました有人国境離島法に配慮するものとして規定されております。まず、離島住民が本土へ行き来する際の交通費負担を軽減するというもので航路・航空路運賃の低廉化、それから、農水産物の海上輸送コストを軽減する

ということで物資の費用負担の軽減、更には離島での雇用を創出するための雇用機会の拡充を挙げております。これらに加えて、離島において基幹産業となっております観光業に関しまして、滞在型観光促進等に必要な経費の一部支援、これら4つの事業を挙げさせていただいております。これらの4つの事業に対する交付金を活用することによって、地方自治体や関連事業者の支援を行っているというものでございます。

活動実績でございますけれども、4つの事業を実施することによりまして直接的に算出される結果といたしまして、運賃低廉化であれば離島住民向けの航路・航空路運賃の引下げという効果があると。さらに、その物資の費用負担の軽減であれば農水産物の移出に係る輸送コストの引下げや原材料等の移入に係る輸送コストの引下げ、更には雇用機会拡充であれば民間事業者の雇用を伴う創業や事業拡大に対する資金の支援、また、島内での就労に向けたマッチングツアー等の支援といったものがあります。滞在型観光の促進につきましては、地域資源を生かして島の魅力を体験できるような旅行商品等に対する経費の支援といった形で整理をさせていただいております。

中目標（アウトカム）につきましては、人口の社会増の実現というものが施策目標でございますけれども、こちらを考える上で、離島ですから、海に囲まれているといったことですとか、本土から遠い遠隔性といった離島ならではの条件不利性を緩和する、そのことによって人の往来を活発化させることが重要であると考えております。あわせて、地域社会を維持するためには、離島において生活基盤が確立されていること、つまり、仕事、雇用が存在することが必要であると。これらを踏まえまして、アウトカムとしまして、「人の往来の活発化」及び「地元産業の活性化」を挙げさせていただいております。

それぞれのアウトカムに関する指標としましては、これもなかなか一つの客観的指標によって評価するのは難しいのですけれども、人の往来の活発化であれば、測定指標といたしまして、これは定性的ではありますが、「人の往来に関する条件不利性の緩和」ということを設定させていただいて、それを判断する参考指標といたしまして、例えば航路・航空路の輸送旅客数ですとか、航路・航空路路線数といったものを挙げさせていただいております。また、地元産業の活発化につきましては、測定指標といたしまして、「本土からの遠隔性に起因する条件不利性の緩和」、「観光交流人口の拡大、創業・事業拡大の促進」といったものを挙げさせていただいております。それらを判断する参考指標といたしまして、農林水産物の生産額ですとか、年間宿泊者数ですとか、新規雇用者数といったものを挙げさせていただいております。

他方で、昨今のコロナウイルスの感染症の流行ですとか、国際情勢に起因する来島者の減少であるとか、本事業の実施とは直接因果関係を持たない外部要因によって離島の社会経済は大きく左右されることもあるということでございまして、それらの外部要因というものを一番下に幾つか挙げさせていただいておりますけれども、こういったものも考慮した上で、その参考指標を分析して総合的に測定指標並びにアウトカムを評価するのが良いのかと考えております。こういった2つのアウトカムに4つの事業が資するものとなるよ

う、随時各事業の運用を改善しながら施策を進めているところでございます。  
説明につきましては以上でございます。

白石座長

御説明ありがとうございました。

それでは、御質問等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

佐藤主光委員、お願いいたします。

佐藤（主）委員

御説明ありがとうございました。

大きく2点ほどなのですが、この離島政策、これは今回有人国境離島という離島の中でも限定的ではありますが、一般的に離島政策は国交省さんでもやられていると思いますし、先ほど沖縄振興のところでも離島の話があったのですけれども、ほかの省庁のやっている取組とはどういう形ですみ分けているのか、あるいは連携、関連づけられているのかというところを教えていただきたい。

分かるのですけれども、長い目で見れば最終的なインパクトで人口が定常的に社会増になる状況は、日本自体が高齢少子化、人口減少になるわけですから、なかなか今後難しいのではないかという気がするのですが、これは出口としてどこまで維持できるものなのか。どこかの段階である程度国境離島の無人化はやむを得ないとして、最後は申し訳ないけれども、自衛隊が駐留するなどやり方はあると思うので、出口戦略としてこれで大丈夫なのですか。当面の課題ではよいのですけれども、10年後、20年後にこの目標は本当に実現しているのかはよく分からないと思ったのです。最後は感想です。

以上です。

白石座長

それでは、2点御質問がありました。お答えをよろしく申し上げます。

南参事官

ありがとうございます。

1点目の離島政策全般おけるすみ分けということでございますけれども、確かに国交省で所管しております離島振興法というものがありますが、こちらは全ての離島が対象になっているということで、一般的な離島の振興を念頭に置いたものでございますけれども、この有人国境離島法につきましては、先ほど施策の背景のところでも申し上げたように、国境を形成する基線というものが存在しておりまして、それを有する離島地域が対象になっております。ですから、国土の保全ですとか、そういった観点が結構法律の目的として大きいものになっております。そういった保全をするための活動の拠点としての離島の位

置づけということで、もちろん移住ですとか、そういったことで人が増えていただくのは非常にありがたいのですが、あくまでもこの法律としては地域社会を維持するということが目的になっております。沖縄や奄美、小笠原は特別措置法が別にございます。これはいろいろ歴史的な特殊な背景などがある中で、先に沖縄、奄美、小笠原というのは特別措置法ができていたわけですが、それに準ずるといってあれですが、それらの地域に該当しない国境の基線を有する離島地域についても地域社会の維持が必要であろうということで、新たに法律ができて今の体系になっている状況でございます。

2点目の施策目標につきましては、確かに先生が御指摘のとおりかなりチャレンジングというか、現実としてはなかなか社会増というのは離島に限らず難しい部分が大いだと思います。ただ、この法律は制定されて10年の時限立法という形になっておりまして、その10年間でまず目指すべき高い目標ではございますけれども、そこを目指しながら施策をやっていく姿勢というか、そういうものを示す意味でもかなりチャレンジングな目標になっていると思います。今、法律が施行されて6年目となりますので、今後次の10年の時限が来たときに次はどうするかといった議論はもちろん必要になってくると思いますので、その辺り、今後検討していかなければいけないと考えております。以上です。

白石座長

ありがとうございました。

佐藤主光委員、以上でよろしかったでしょうか。

ほかに何か御質問がある方、いらっしゃいますでしょうか。

佐藤徹委員、お願いいたします。

佐藤（徹）委員

ありがとうございました。

1点だけお伺いいたします。ロジックモデルのアウトカムで「人の往来の活発化」とありまして、それで測定指標が「人の往来に関する条件不利性の緩和」なのですが、これは因果関係を考えると、条件不利性を緩和するその結果として往来が活発化するということになるのではないのでしょうか。そうだとすると、条件不利性の緩和というのはアウトプットになって、アウトプットに書いてある内容は、要するに、運賃をJR並みにするとか、新幹線並みにするということなので、表現は違いますけれども、言っていることは条件不利性の緩和と内容的には同じではないのですか。いかがでしょうか。アウトプットの条件不利性の緩和の部分の指標が書いてはいないのですけれども、出せそうではあると思うのです。例えば現状の航空路運賃など対JR運賃や新幹線運賃と比較して1点何ぼとか、その格差がどれだけになっているかを指標化できるのではないかと思ったのですが、御検討、御見解をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

南参事官

ありがとうございます。

確かに往来に関する条件の不利性の緩和ということで、実際に運賃の低廉化事業で行っておりますのが、離島住民が本土に渡る際、もしくはもちろん帰ってくる際の航路の運賃や航空路の運賃を実質値下げして安い金額で渡れるようにするというものでございますので、そういった意味ではまさにそれが条件不利性の緩和であるというのは御指摘のとおりかと思えます。もちろん金額ですとか、そういったものも指標としてはこちらで把握はできるものでございますので、条件不利性の緩和という指標の位置づけにつきましては改めて検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

佐藤（徹）委員

御検討をよろしく申し上げます。ありがとうございました。

白石座長

御質問、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、総合海洋政策推進事務局からのヒアリングは終了としたいと思います。御説明をどうもありがとうございました。

今回の議題全般について、ほかに御意見、御質問等がもしありましたらお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、各委員から様々御意見等をいただきましたけれども、当懇談会としての意見等の取扱いにつきましては座長である私に御一任いただきまして、事務局と相談をして各部局におけるロジックモデルを修正することといたしまして、次回の懇談会では修正されたロジックモデルとそれに基づいて作成される事前分析表について併せて議論をすることとしたいと思います。よろしいでしょうか。

御異議なしということで、ありがとうございます。

それでは、以上で議事を終了いたします。事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

瀧澤課長

それでは、事務局から申し上げます。

次回懇談会につきましては、先ほど座長からお話ございましたとおり、修正したロジックモデルとそれに基づく事前分析表等を議題といたしまして、8月4日木曜日に開催予定でございます。詳細は追って御連絡を申し上げたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の懇談会を閉会いたします。皆様、本日はありがとうございました。



白石座長

ありがとうございました。